后川朱公報

平成 24 年 3 月 30 日 (金曜日)

号

外

(第 26 号)

目 次

規 則

石川県訓練手当支給規則の一部を改正する規則

(労働企画課)

石川県立産業技術専門校条例施行規則の一部を改正す

る規則 (同 石川県農業総合研究センター分析依頼規則等の一部を

改正する規則 (生産流通課)

家畜保健衛生手数料に関する規則の一部を改正する規

則 (農業安全課)

石川県林業試験場の手数料に関する規則の一部を改正 する規則 (森林管理課)

いしかわ景観総合条例施行規則の一部を改正する規則

(都市計画課) 3

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

(建築住宅課) 5

規則

石川県訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 石川県規則第十五号

石川県訓練手当支給規則の一部を改正する規則

石川県訓練手当支給規則 (昭和四十一年石川県規則第四十三号) の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「応じて」を「応じ、かつ、四十日分を限度として」に改める。

温宝

- この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。
- 適用し、同日前に訓練を開始した場合における当該受講手当については、なお従前の例による。2 改正後の第五条第一項の規定は、この規則の施行の日以後に訓練を開始する場合における当該受講手当について

石川県立産業技術専門校条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

Γ

石川県知事 谷 本 正 憲

# 石川県規則第十六号

石川県立産業技術専門校条例施行規則の一部を改正する規則

石川県立産業技術専門校条例施行規則(昭和四十八年石川県規則第十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一中

総合建築科	110~	二年
メカトロニ	110~	
クス科		
産業デザイ	110~	一件
ン科		
電気工事科	110~	
	ン科 産業デザイ クス科 メカトロニ	と科 を を を を を を を を を を を を を

 短期課程
 フークサボ
 五人
 六月

 電気工事科
 IO人

 産業デザイ
 IO人
 10人

 クス科
 メカトロニ
 IO人
 10人

 普通課程
 総合建築科
 IO人
 I中

に改め

w°

温温

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

石川県農業総合研究センター分析依頼規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

石川県知事 谷 本 正 憲

믁

外

## 石川県規則第十七号

石川県農業総合研究センター 分析依頼規則等の一部を改正する規則

(石川県農業総合研究センター分析依頼規則の一部改正)

題名を次のように改める。第一条 石川県農業総合研究センター分析依頼規則(昭和二十四年石川県規則第三号)の一部を次のように改正する。

石川県農林総合研究センター 分析依頼規則

第一条中「石川県農業総合研究センター」を「石川県農林総合研究センター」に改める。

第二条中「石川県農業総合研究センター所長」を「石川県農林総合研究センター所長」に改める。

正する。第二条 石川県農業総合研究センター種苗配付規則(昭和二十八年石川県規則第十六号の二)の一部を次のように改

題名を次のように改める。

石川県農林総合研究センター 種苗配布規則

こ攻める。第一条中「石川県農業総合研究センター」を「石川県農林総合研究センター」に、「配付する」を「配布する」

第二条中「配付する」を「配布する」に、「配付期限」を「配布期限」に改める。

に改める。に、「定める」を「規定する」に、「、及び」を「及び」に、「但し」を「ただし」に、「配付数量」を「配布数量」第三条中「配付」を「配布」に、「昭和二十七年五月法律第百三十一号」を「昭和二十七年法律第百三十一号」

第四条中「配付する」を「配布する」に改める。

長」を「石川県農林総合研究センター所長」に改める。第五条中「配付」を「配布」に、「種苗配付申請書」を「種苗配布申請書」に、「石川県農業総合研究センター所

「配布する」に改め、同条第三号中「配付」を「配布」に改める。第六条中「申請書に基いて」を「申請に基づき」に、「配付」を「配布」に改め、同条第一号中「配付する」を

第七条中「配付」を「配布」に改める。

第三条 植物防疫法施行細則(昭和二十七年石川県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「石川県農業総合研究センター所長」を「石川県農林総合研究センター所長」に改める。

第九条第二項中「農業改良普及員」を「普及指導員」に、「当る」を「当たる」に改める。

司品様式第二号から別品様式第八号までの現在して日三元の表別のである。 カンター所で、「日三元素を表現している」をいる。

温温

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

家畜保健衛生手数料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

石川県知事 谷 本 正 憲

#### 石川県規則第十八号

家畜保健衛生手数料に関する規則の一部を改正する規則

家畜保健衛生手数料に関する規則(平成十二年石川県規則第十九号)の一部を次のように改正する。

本則に次の一条を加える。

(手数料の額付の特例)

家畜伝染病の発生の予防及びまん延の防止のため緊急に行うものに係る手数料とする。第三条 石川県手数料条例第三条ただし書の規則で定めるものは、家畜の保健衛生上必要な試験及び検査であって、

遥遥

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

石川県林業試験場の手数料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

石川県知事 谷 本 正 霊

#### 石川県規則第十九号

石川県林業試験場の手数料に関する規則の一部を改正する規則

題名及び第一条中「石川県林業試験場」を「石川県農林総合研究センター」に改める。石川県林業試験場の手数料に関する規則(平成十五年石川県規則第二十号)の一部を次のように改正する。

温温

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

いしかわ景観総合条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 石川県規則第二十号

いしかわ景観総合条例施行規則の一部を改正する規則

いしかわ景観総合条例施行規則(平成二十年石川県規則第三十八号)の一部を次のように改正する。

加え、同条に次の二号を加える。第三条第二号中「のもの」の下に「(第八条第二項第二号においてこれらを「電気通信等用の柱類」という。)」を

以外のもの 十三 太陽光を電気に変換するための設備及び太陽熱を給湯、暖房その他の用途に利用するための設備で建築設備

十四 柵、塀、フェンスその他これらに類するもので建築物以外のもの

改め、同項に次の各号を加える。第八条第二項中「第三条各号に掲げる」を「次の各号に掲げる地域又は地区の区分に応じ、当該各号に定める」に

- 一 景観形成重点地区以外の地域 第三条第一号から第十二号までに掲げる工作物
- 二 景観形成重点地区 電気通信等用の柱類及び第三条各号に掲げる工作物

の下に「又は地区」を加える。 第八条第三項第三号中「もの」の下に「(景観形成重点地区における行為を除く。)」を加え、同条第四号中「地域」

第三十一条中「一年」を「二月」に改める。

住民票の抄本又はこれに代わる書面及び略歴を記載した書類)」を加える。下に「(登録申請者未成年後見人が法人である場合にあっては、当該法人の登記事項証明書並びに当該法人の役員のを含む」に改め、「第八十一条第一項第一号から第四号まで」の下に「又は第六号」を加え、同号イ③中「書類」の第四十七条第二項第一号イ①中「を含む。②において同じ」を「(③において「登録申請者未成年後見人」という。)

当該法人の登記事項証明書並びに当該法人の役員の住民票の抄本又はこれに代わる書面及び略歴を記載した書類)」四号まで」の下に「又は第六号」を加え、「書類」の下に「(屋外広告業者未成年後見人が法人である場合にあっては、年後見人に」に、「当該法定代理人」を「当該屋外広告業者未成年後見人」に改め、「第八十一条第一項第一号から第若しくは名称若しくは住所又は当該法人の代表者若しくは役員の氏名)」に、「法定代理人に」を「屋外広告業者未成年後見人」という。)の氏名又は住所(屋外広告業者未成年後見人が法人である場合にあっては、当該法人の商号第四十九条第二項第一号中「法定代理人の氏名又は住所」を「法定代理人(以下この号において「屋外広告業者未

1 122 = 1	2 73 00 口 (並)定	н,		•		_,					· ·		
を加える。													
別表第二中	型	類。他	1 対対区	12世区	า ก	改め、同表	建築物(	の建築等	の部に次	(64/บก	加える。		
景観形成重点地区 建築面積が一〇平台						/- トル以下	-e#e						
別表第二工作	ド物の建設等の	3部に次のよ	ように加える	うに加える。									
景観形成	重点地区		工作数 G	工作物の高さが一・五メートル以下のもの									
別表第二開発行為の部に次のように加える。													
<b>小田田子</b>	重点地区			の面積	žΟ.	OIII<	<u></u> → ≾	⊬6#6	3				
「高さ」広告姉「表示面積別表第七第一	事務所その3等の上端の言物等の上端の言います。 手の表口の语の項中2を到	図とせ、 地 -	<b>エから   111</b> 2					り、大規		め、同様	<b>1 工                                  </b>		
表示面積少別店舗	冒系月での4	=17 <del>*</del> /21 := *	* 10.10 # Q -	۱۰ ــ ۲۱	<u> 10</u>	110座-16	ペン		تہ جے	1名 吧呢	17年まり		
して次のように	に加える。								-				
備考 イの神	建築物の屋上に	こは、階段宝	生 具降機構	占、 装盆	`'哗点	物見塔、屋	窓その#	言いれる	ろ上鮮り	建築物の	屋上部分		
の壁面、	1 建築物の最上	- 1階のひさ-	しの上又は	世際 [2]	3屋土	<b>に設置する</b>	工作物(	3. 14 多金	むものと	14v0°			
	'		期間満了による			許可番号	指令	第	号				
別記様式第1	一四号中	除却理由	許可の取消		る	指令番号		第	号	- 49			
			除却命令による   指令番号   指令 第				号						
Γ	期間満了に。		許可番号	指令	 第	号	7						
	許可の取消し		指令番号指令第			 号	1	0					
除却理由	除却命令に。	<b>こ</b>	指令番号	指令	第	号	_ - 다	ጟ፞፞፞፞፞፞፞፞፞፞፞፞፞ፚ፠	₽00				
	その他の事	による	許可番号	指令	第	号							
Г	十		35.00~10~10~10~10~10~10~10~10~10~10~10~10~1	り。り	人下同	じ。」を加っ	Υ΄						
	F者である場合 代理人の氏名及	- V											
び住所	いエハのルログ	*					生年月E	3 年	月	B			
		住 所				郵便番号(		<u></u>	)		₩		
							電話番号	를 (	)	-	_ ر		
4 未成年者である場合 氏 名 の法定代理人 「法人に			こあっては、	商号又	Z )								
		は名称	尔並びに代え	長者の日	EL		生年月日 年		月	日			
			びに役員の聊	戦名及び	ў <u> </u>	役員の	)職名		役員(	<sup>フリガナ</sup> D氏名	<u>ıJ</u>		
		し氏名 			J								
		住所	こあっては、	士たっ		郵便番号(		•	)	)			
			このうでは、 近の所在地	土/こる		ター   電話番号 ( ) -				_			
		( 3-331)	.,,,,					- (	,				

改める。

**武品獎 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1** 

温温

- この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

(広告物等の表示等に関する経過措置)

等を変更し、又は改造しようとするときは、この限りでない。のにあっては、その期間は当該許可の期間が満了する日までの間)は、なお従前の例による。ただし、当該広告物許可の基準に適合しないこととなるものについては、この規則の施行の日から五年間(許可の期間が二月以内のも2 この規則の施行の際現に許可を受けて表示され、又は設置されている広告物等で、改正後の別表第七に規定する

(罰則の適用に関する経過措置)

行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
3 この規則の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることされる場合におけるこの規則の施

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

石川県知事 谷 本 正 憲

#### 石川県規則第二十一号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則(昭和四十八年石川県規則第四十二号)の一部を次のように改正する。

第一条の二を削る。

号ずつ繰り上げる。第三条第一項中「第六号」を「第五号」に改め、第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第六号までを一

第五条第一項中「一年」を「一年」に改める。

第十条第一項第一号中「建築物以外の建築物」を「部分以外」に改める。

第十一条第二項第四号中「申請者及び」を削る。

第十五条第一項中「及び小松市」を「、小松市、白山市及び野々市市」に改める。

別表一メートル以上の項中「加賀市箱宮町ワ之部二十四番地内で二路線に分岐している区間においては、西側の路 線をいう」を「福井県境から箱宮町ヌ之部で二路線に分岐している区間においては、西側の路線とし、箱宮町交差点 までの区間をいう。)及び一般国道三〇五号(箱宮町交差点から小松市境までの区間に限る」に、「一般国道八号(二 路線に分岐している区間においては、西側の路線をいう。)の中心線、同中心線と県道小松鶴来線の中心線との交点 と同中心線と県道松任寺井線の中心線との交点とを県道小松鶴来線の中心線で結んだ線及び県道松任寺井線」を「一 般国道三(五号(小松市境から一般国道八号と分岐する交差点までの区間に限る。)及び県道小松鶴来線(一般国道 八号と分岐する交差点から県道松任寺井線と分岐する交差点までの区間に限る。)並びに県道松任寺井線(県道小松 鶴来線と分岐する交差点から川北町境の区間に限る。)」に改め、「野々市市の区域のうち県道三日市松任線の中心線、 同中心線と一般国道八号の中心線との交点と一般国道一五七号の中心線と県道野々市鶴来線の中心線との交点とを一 般国道一五七号の中心線で結んだ線及び同交点と一般国道一五七号の中心線と金沢市と野々市市との境界線との交点 とを同中心線で結んだ線の西側の区域」を削り、「旧七塚町」を「木津、松浜、遠塚、浜北、秋浜、外日角及び白尾」 に改め、同表一・五メートル以上の頂中「加賀市箱宮町ワ之部二十四番地内で二路線に分岐している区間においては、 西側の路線をいう」を「福井県境から箱宮町ヌ之部で二路線に分岐している区間においては、西側の路線とし、箱宮 町交差点までの区間をいう。) 及び一般国道三〇五号 (箱宮町交差点から小松市境までの区間に限る」に、「旧江沼郡」 を「山中温泉」に改め、「野々市市の区域のうち垂直積雪量の数値が一メートル以上の垂直積雪量を適用する区域を 除いた区域」を削り、「旧字ノ気町及び旧高松町の」を「垂直積雪量の数値が一メートル以上の垂直積雪量を適用す る区域を除いた」に、「旧能都町の」を「五十里、石井、大箱、小間生、上長尾、神和住、鴨川、上町、北河内、久 田、桐畑、国光、黒川、合鹿、五郎左ェ門分、斉和、笹川、十郎原、鈴ヶ嶺、寺分、天坂、当目、中斉及び柳田の区 域を除いた」に改め、同表二メートル以上の項中「旧江沼郡」を「山中温泉」に、「旧柳田村」を「五十里、石井、 大箱、小間生、上長尾、神和住、鴨川、上町、北河内、久田、桐畑、国光、黒川、合鹿、五郎左ェ門分、斉和、笹川、 十郎原、鈴ヶ嶺、寺分、天坂、当目、中斉及び柳田」に改める。

別記第1号様式中

号 外

	工場・危険物調書			
		年	月	日
	全 全 全 全 第 主			
	<del>建菜工</del> 氏名			A
工場等の計画について	て下記に相違ありません。			
め、同様式備考に次のよ	もつに加える。			
	<b>易合は、別紙に必要な事項を記入し添えてください。</b>			
	応第3号様式を次のように改める。			
記第2号様式(第3条関	<b>引係</b> )			
	既存不適格調書			
		年	В	
		4	月	Е
	建築主 氏名			(F)
	以由			H
ロナネな場合のレイ	************************************			
既仔建築物について、	適切に建築されていることを調査したので報告します。			
確認済証交付年月日				
確認済証番号				
検査済証交付年月日				
検 査 済 証 番 号				
建 采 场 州				
	( ) 建築士 ( ) 登録 第	号		
<b>町 方 孕 筑 物 た</b>	( ) 建築士事務所 ( ) 登録 第	号		
既存建築物を	( ) 建築士事務所 ( ) 登録 第	号		
既存建築物を調査した者	( ) 建築士事務所 ( ) 登録 第 氏名	号		

- (1) 現況の調査書 (所定の記入欄へ必要事項を記載してください。)
- (2) 既存建築物の平面図及び配置図 (増改築の履歴がある場合は、当該部分を示す必要があります。)
- (3) 新築又は増改築の時期を示す書類

## ア 検査済証

- イ 検査済証が無い場合は、確認済証又は確認台帳の記載事項証明 (建築確認を行った機関が交付したもの) に加えて、工事の実施を特定できる書類
- ウ 建築確認台帳が災害等により滅失している場合は、建築確認後の工事の実施を特定できる書類
- (4) 基準時以前の建築基準関係への適合を確かめるための図書等
- 2 この調書に書ききれない場合は、別紙を添付してください。

마니스크 소소	~	ㅁၾᆠ	/ 55	~	ク=ほんヽ
加品布	2	ケケー	(宏	2	条関係)

浄 化 槽 調 書

年 月 日

) %以上

) mg / ℓ以下

(

海域

殿

設置者の住所 〒 氏名

電話番号

1 設置場所の地名・地番 浄化槽法に基づく型式適合認定浄化槽( 人槽  $m^3$ ) 2 種 類 (名称 号) 型式番号 その他( 3 処理の対象 し尿のみ し尿及び雑排水 当該浄化槽において処 理するし尿等を排出す 用途 る建築物の用途及び延 ) m<sup>2</sup> 延べ面積 ベ面積 ( 5 処理対象人員 ( )人 イ 日平均汚水量 ) m³/日

											,
	工事を行う予定の浄化										
8	槽施工業者の住所、氏										
	名又は名称及び登録番						電話				
	号	登録番号	石川県知	事登録	(届	出)	第	号			
9	着工予定年月日	着工年月日	年	月	⊟	10	使用開始予定年月日		年	月	E

湖沼

カ ロ 生物化学的酸素要求量の除去率

その他(

ハ 放流水の生物化学的酸素要求量 側溝 河川

# 11 付 近 の 見 取 図

7 放流先又は放流方法

6 処 理

能

# 12 その他特記すべき事項

## 備考

- 1 申請者本人 (法人にあっては、代表者に限る。) が署名する場合は、押印を省略することができます。
- 2 補助対象の場合は、12欄特記事項に「補助対象」と記入してください。
- 3 この調書には、次の書類を添付してください。
- (1) 型式適合認定書
- (2) 浄化槽構造図
- (3) 建築物平面図 (設置位置、放流経路及び放流先明示)
- (4) 建築物の用途別による処理対象人員算定書
- (5) 確約書又は委託契約書
- 4 型式適合認定浄化槽以外のものの場合は、構造図、仕様書及び処理工程図を併せて添付してください。

8 平成 24 年 3 月 30 日 (	(金曜日)	12	711	둤	7	ヤマ		号	外
別記第3号の2様式中	r 確認 5 番	済年月日 号	7 ф Г	5	確認番	の年月日 号	I に扱める	•	
<b>迟迟粥4</b> 心襟式中	•	置する建築 物の敷地) 地番	の	r -	4	敷地の地名	及び地番	- 「氏め、同な	※七種巻の
		は工作物( 築物又は工 途	設		5	建築物又は 途	工作物の用	]	~ III ~ III
別記第5号様式その1中「確認通知書」を「確		&10°							
新工事監理者の 5 住所、氏名及び 事務所名	(	)建築士		(		) 登録第 ) 登録第	号 号	電話	
旧工事監理者の 6 住所、氏名及び 事務所名	(	)建築士		(		)登録第 )登録第	号 号	電話	140
新工事監理者の 住所、氏名、建 5 務所名及び工事 する設計図書	築士事 (	) 建築士 ) 建築士 と照合する	事務所	( ( 書		) 登録第 ) 登録第	号 号	電話	
旧工事監理者の 住所、氏名、建 6 務所名及び工事 する設計図書	築士事 (	)建築士 )建築士 と照合する	事務所	( (		)登録第 )登録第	号 号	電話	L
8、回奨	上のときは、			理者に	こつい	て記入し、・	その他の工	事監理者につい <sup>-</sup>	ては、それ
別記第5号様式その?	2 又 地	地(設置すは工作物の名及び地番	敷地) (	か	构 L	2 敷地	の地名及び		8、同様式
	3 置	築物又は工 する建築物 ) の用途	-			建築· 3 途	物又は工作	物の用	
## 世	上のときは、				こつい	て記入し、	その他の工	事施工者につい <sup>-</sup>	ては、それ
⊋□3mr.onb₩₹₽₽□	•	置する建築 物の敷地) 地番	o	Г	2	敷地の地名	及び地番		₩₩₩₩₽
別記器の号様式中		は工作物( 築物又は工 途	設	Ø -	3	建築物又は	工作物の用	- 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1	た 古 存 子 子

1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 /	 	
附 記記第7号様式副本備者1中「3 通」を「2 通」に改める。中「畚製通知軸」を「畚製減討好な型体」に改める。		
この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。		

(1箇月2,350円送料とも)